

閲覧用

南小国町農業委員会総会会議録

平成29年6月12日開会

熊本県南小国町

平成29年度南小国町農業委員会6月総会

1. 開催日時 平成29年6月12日(月)午前10時00分から午前10時20分

2. 開催場所 南小国町役場 議場にて

3. 出席委員 (11人)

1番 後藤 六男 委員	2番 井 由巴子 委員
3番 村上文秋 委員	4番 中村 日出巴 委員
5番 河津利明 委員	6番 宅野 伸一 委員
7番 武田 時吉 委員	8番 佐藤 省市 委員
9番 下城 千奈美 委員	10番 齊藤 恒也 委員
11番 河津 篤 委員	

4. 欠席委員 (1人)

12番委員 高橋 周二 委員

5. 会議録署名委員の指名 (11番委員、1番委員)

6. 議案第 6 号 農地法各条関係審議について

7. 議案第 7 号 下限面積(別段の面積)の設定について

8. 議案第 8 号 南小国町農地賃借料情報について

9. 議案第 9 号 標準処理期間の設定について

10. 議案第 号 その他

11. 職務のため議場に出席した事務職員(3名)

事務局 長 本田 圭一郎

事務局 職員 佐藤 亮

農林課 嘱託 家入 節子

○会 長

おはようございます。
それでは6月の農業委員会総会をただ今から開催いたします。
本日は12番高橋周二委員が欠席の届がっております。
過半数以上の出席がっておりますので総会は成立しております。
それでは日程第1の会議録署名委員の指名を私のほうからさせていただきます。
11番 河津 篤委員、1番 後藤六男委員にお願いいたします。

議案第6号 農地法各条関係審議について

続きまして日程第2 「議案第6号 農地法各条関係審議について」上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

はい。それでは資料の1ページをよろしくお願いたします。

【議案第6号 農地法各条関係審議について詳細に説明】

次のページをよろしくお願いたします。

今月の農地法第3条における許可申請協議は1件です。

譲渡人(〇〇〇〇〇〇)〇〇〇〇氏。譲受人(〇〇)〇〇〇〇氏。許可を受けようとする土地の所在につきましては、南小国町大字赤馬場字田中2415-1。地目は田で面積1,035㎡。同じく2415-5。地目は田で面積410㎡。同じく2415-6。地目は畑で面積17㎡。合計、田2筆1,445㎡。畑1筆17㎡です。理由は譲受人の経営規模拡大のためでございます。当該農地の所在につきましては、3ページに位置図。そして本日お配りしています現況写真をご確認いただければと思います。

この案件におきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われ、許可要件のすべてを充たしていると考えます。以上で説明を終わります。

○会 長

続きまして担当地区委員の説明を求めます。

(10番委員手をあげる)

10番。齊藤恒也委員。

○10番委員

ご説明いたします。

先月の24日の日に〇〇氏が私の家にみえまして、おじさんの〇さんが亡くなられて、息子さんが帰って耕作するのもちよっと無理があるんじゃないかということで、本家に耕作地を返したいということで現地確認をしました。写真の一番上にありますとおり畑になっておりますけど、ここはがけ崩れです。もうちよっと畑の様相はなしてないんですけど、水田のほうは作付けも終わってました。農地荒廃等を考えますと妥当ではないかと思われまますので何卒皆様のご審議をよろしくお願いたします。

○会 長

はい。ただ今事務局並びに担当地区委員から説明がございました。

この件について質問等はございませんでしょうか。

(ありません。の声あり)

はい。質問がないというようなご意見でありますので、採決に移りたいと思います。

3条関係番号1について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員挙手でありますので、原案のとおり許可することに決定をいたします。

議案第7号 下限面積(別段の面積)の設定について

続きまして「議案第7号 下限面積(別段の面積)の設定について」を上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

はい。4ページをお願いいたします。

【議案第7号 下限面積(別段の面積)の設定について詳細に説明】

次の5ページをお願いいたします。

下限面積(別段の面積)の設定について

平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを、公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できることになりました。

「農業委員会の適正な事務実施について」(20経営第5791号平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知)により、農業委員会は、毎年下限面積(別段の面積)の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。

このため、今年度の下限面積(別段の面積)の設定につきまして、以下のとおり提案いたします。

(1) 農地法施行規則第17条第1項各号の適用について

方針：現行の下限面積(別段の面積)50アールの変更は行わない。

理由：2015農林業センサスで、管内の農家で50アール未満の農地を耕作している農家が全農家数の概ね20%であるため。

(2) 農地法施行規則第17条第2項各号の適用について

方針：現行の下限面積(別段の面積)50アールの変更は行わない。

理由：平成28年の農地法第30条の規定に基づく利用状況調査の結果、管内の遊休農地率は1%未満と低い現状であるため。

以上で説明を終わります。

○会長

はい。ただ今事務局から説明がございました。

この下限面積の設定について、質問等ございませんでしょうか。

(ありません。の声あり)

はい。ないということですが、施行規則等の説明をお願いします。

○事務局
職員

施行規則第17条第1項各号の適用について、というところですが、下限面積設定の目的がですね、細分化した農地の移動を防ぐということが目的で、農地法の3条許可は50アール以下の場合にはできないというふうに規定があるところですが、この下限をですね引き下げる例外規定が用意されているところでございます。

しかし南小国町はですね、そもそも例外規定の40%以下のパーセンテージとなっております、概ね20%であるため、50アールから変更しない方針と例年しているところであります。

参考値としまして、50アール未満の経営体数が69経営体、全経営体数は347経営体です。概ね19.8%程度となっております。

続いて(2)のですね規則第17条第2項各号についてですが、遊休農地等の割合が相当数あり且50アール未満の農家が増えることで、効率的な農地利用の支障が見込まれる場合に下限を引き下げることができるという規定になっております。

これもまた南小国町は低水準であるため、現状のままで問題ないという判断をしております。以上です。

○会長

はい。補足説明をいたしました。

質問ないということではありますが、他に質問はないでしょうか。

ないようでありましたら採決に移りたいと思います。

下限面積の設定について原案のとおり変更を行わないことに決定をすることについて賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員挙手でありますので、原案のとおり承認することにいたします。

議案第8号 南小国町農地賃借料情報について

続きまして「議案第8号 南小国町農地賃借料情報について」を上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。

はい。6ページをお願いいたします。

○事務局長

【議案第8号 南小国町農地賃借料情報について詳細に説明】

次の7ページをお願いいたします。

《南小国町農地賃借料情報》

平成28年1月から12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10aあたり)は以下のとおりとなっています。

平成29年6月12日

南小国町農業委員会

平均額 14,200円。最高額27,000円。最低額1,400円。データ数64。

※1 データ数は、集計に用いた筆数である。

※2 賃借料を物納支給(水稻)としている場合は、60kg=13,500円に換算している。

※3 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としている。

以上で説明を終わります。

参考までに昨年度の平均額、最高額、最低額、データ数を補足として申し上げます。

平均額=12,300円。最高額=27,000円。最低額=3,800円。データ数=105となっております。

その他このデータの詳細につきまして、8ページから9ページに添付しております。

以上で説明を終わります。

ただいま事務局から賃借料についての説明がございました。

この件について質問等ございませんでしょうか。

質問等ございませんか。

(ありません。の声あり)

はい。ないということですので、採決に移りたいと思います。

南小国町農地賃借料情報について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員挙手でありますので、原案のとおり承認します。

その上情報の提供を行うことにいたします。

議案第9号 標準処理期間の設定について

続きまして「議案第9号 標準処理期間の設定について」上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。

10ページをお願いいたします。

○会長

○事務局長

【議案第9号 標準処理期間の設定について詳細に説明】

補足になります。

昨年度の処理期間も30日といたしております。

案件が出てきまして最終的な処分をするまでの行政上の事務手続き期間として30日としております。

以上で説明を終わります。

○会長

はい。ただいま事務局から説明がございました。

この件について質問等ございませんでしょうか。

はい。質問がないというようなご意見でございますので、この件につきましては、以上で報告として終わります。

その他ですけれども、何かございませんでしょうか。

はい。ないようでありますので本日の総会はこれで閉じたいと思います。

どうもありがとうございました。

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

平成29年6月12日

南小国町農業委員会会長

署名委員 11番委員

署名委員 1番委員

会議録調整者 佐藤 亮

本誌 表紙共 枚